

たばこ対策について

1. 平成22年度 千葉市の受動喫煙防止対策の取組状況

主な取組	概要
リーフレット「受動喫煙の防止について」作成・配布	・厚生労働省健康局通知（平成22年2月）について、各関係団体等を通じて、施設管理者へ周知を図る。
世界禁煙デー・禁煙週間におけるパネル展等による啓発の実施	・禁煙及び受動喫煙の健康への影響等や効果的な禁煙方法等について、市本庁舎においてパネル展を実施。 ・広報、ホームページ、ポスター等による啓発実施。
商工会議所広報誌「夢シティちば」への掲載	・受動喫煙の与える影響や厚生労働省健康局長通知、禁煙支援等を掲載。
九都県市受動喫煙防止対策キャンペーンの実施	・九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、共通ポスターを作成。 ・鉄道駅・飲食店・各店舗等において、ポスターを掲示。
健康づくりに係るイベントでの普及啓発	・「市民健康づくり大会」「がん予防展」等の健康づくりに係るイベントにおいて、ポスター掲示及びリーフレットの配布。 ・参加者へ呼気一酸化炭素濃度の測定を行い、禁煙相談を実施。
飲食店での禁煙への取組	・禁煙・分煙等を実施している飲食店を公表（「健康づくり応援店」の一部）。
妊娠届出・母親&父親学級・乳幼児健康診査時の喫煙状況の確認と支援	・妊婦及びパートナー、乳幼児の保護者に対し、喫煙及び受動喫煙が胎児や乳幼児へ与える影響等についてリーフレットを作成し説明。
講演会の実施	・事業所等を対象に、禁煙支援や受動喫煙の与える影響、施設の全面禁煙のための具体的方法等についての講演を実施（地域・職域連携推進事業）。 ・市民を対象に、たばこの有害性について講演会を実施。
禁煙相談の実施	・禁煙希望者に対し、呼気一酸化炭素濃度の測定等を活用しながら、継続的（約3ヶ月間）な個別支援を実施。
区健康づくり支援連絡会の活用	・区内の関係機関、市民、商店街等と連携し、各機関での情報交換等を実施。

2 国際的な状況

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効
（平成17年2月発効、平成23年1月現在172か国が批准）
- (2) 「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」の作成
（平成19年7月 第3回締約国会合で採択）

- ・100%禁煙以外の措置（管木、喫煙区域の使用）は、不完全である
- ・すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

3 国内の状況

(1) 健康増進法の施行 (平成 15 年 5 月)

第 25 条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」の発出

(平成 22 年 2 月 25 日付健発 0225 第 2 号)

基本的な方向性と具体的方法

- ・多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきである
 - ・全面禁煙が極めて困難な場合は、適切な受動喫煙防止対策を図る
- ※ 施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指す

(3) 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の策定 (平成 15 年 5 月)

「快適な職場環境の形成」の一環として策定

(4) 「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告書 (平成 22 年 5 月 26 日)

1 今後の職場における受動喫煙防止対策の基本的方向

- ・快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要。
- ・労働安全衛生法において、受動喫煙防止対策を規定することが必要。

2 受動喫煙防止措置に係る責務のあり方

- ・労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要であることから、事業者の努力義務ではなく、義務とすべき。

3 具体的措置

- ・一般の事務所や工場においては、全面禁煙又は喫煙室の設置による空間分煙とすることが必要。
- ・顧客の喫煙により全面禁煙や空間分煙が困難な場合（飲食店等）であっても、換気等による有害物質濃度の低減、保護具の着用等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要。

4 事業者に対する支援

- ・事業場の取組を促進するため、技術的支援及び財政的支援を行うことが必要。

5 今後の課題

- ・現状では直ちに禁煙とすることが困難な場合においても、国民のコンセンサスを得つつ、社会全体としての取組を計画的に進めていくことが必要。

※労働政策審議会からの建議 (平成 22 年 12 月 22 日) に基づき、労働安全衛生法改正を検討中

4 職場における受動喫煙の現状 (平成 19 年労働者健康状況調査)

- ・「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」いずれかの措置を講ずる事業所の割合 : 46%
- ・職場で受動喫煙を受けている労働者 : 65%
- ・喫煙対策の改善を職場に望む労働者 : 92%